

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年9月5日提出
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【電話番号】	03-5208-5211
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので平成26年3月6日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。また、原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」に「中間財務諸表」の記載事項が追加されます。

第一部【証券情報】

（５）【申込手数料】

<更新後>

取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（8%）が含まれます。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの基本的性格

< 属性区分表 >

< 訂正前 >

(表略)

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 訂正後 >

(表略)

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(3)【ファンドの仕組み】

< 更新後 >

委託会社の概況（平成26年6月末現在）

1) 資本金

370百万円

2) 沿革

平成11年11月：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立

平成11年12月：投資顧問業の登録 関東財務局長 第903号

平成12年5月：投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第27号

平成13年4月：投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第5号

平成19年9月：金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第341号

3) 大株主の状況

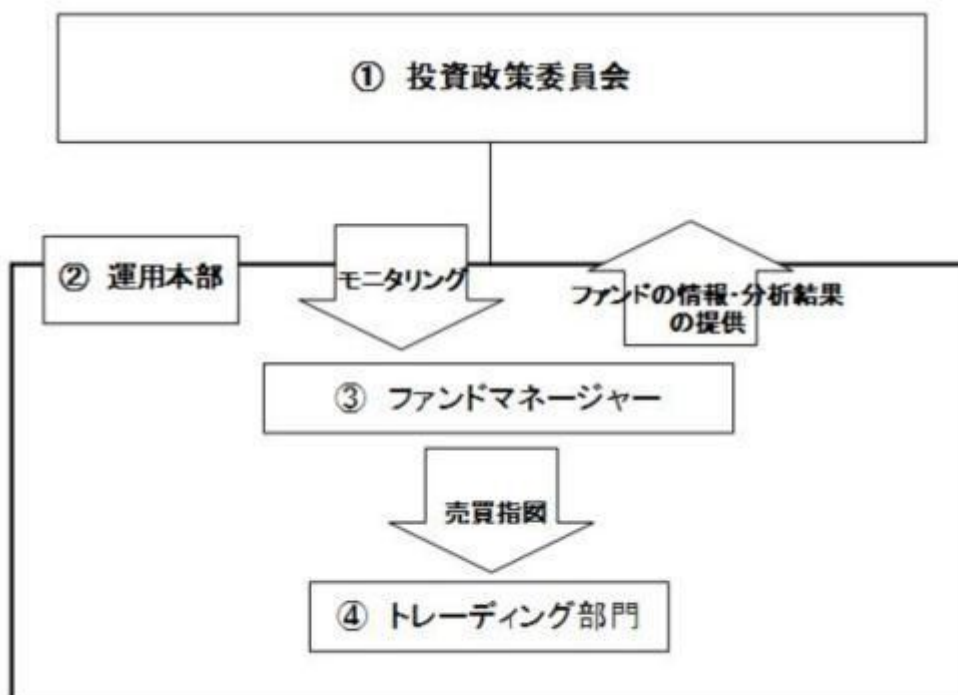
名 称	住 所	所有株数	所有比率
(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	7,400株	100%

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<更新後>

当ファンドの運用体制



投資政策委員会

投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

- * 投資政策委員会の構成員は、15名程度、運用本部は、10名程度、トレーディング部門は、3名程度で構成されています。

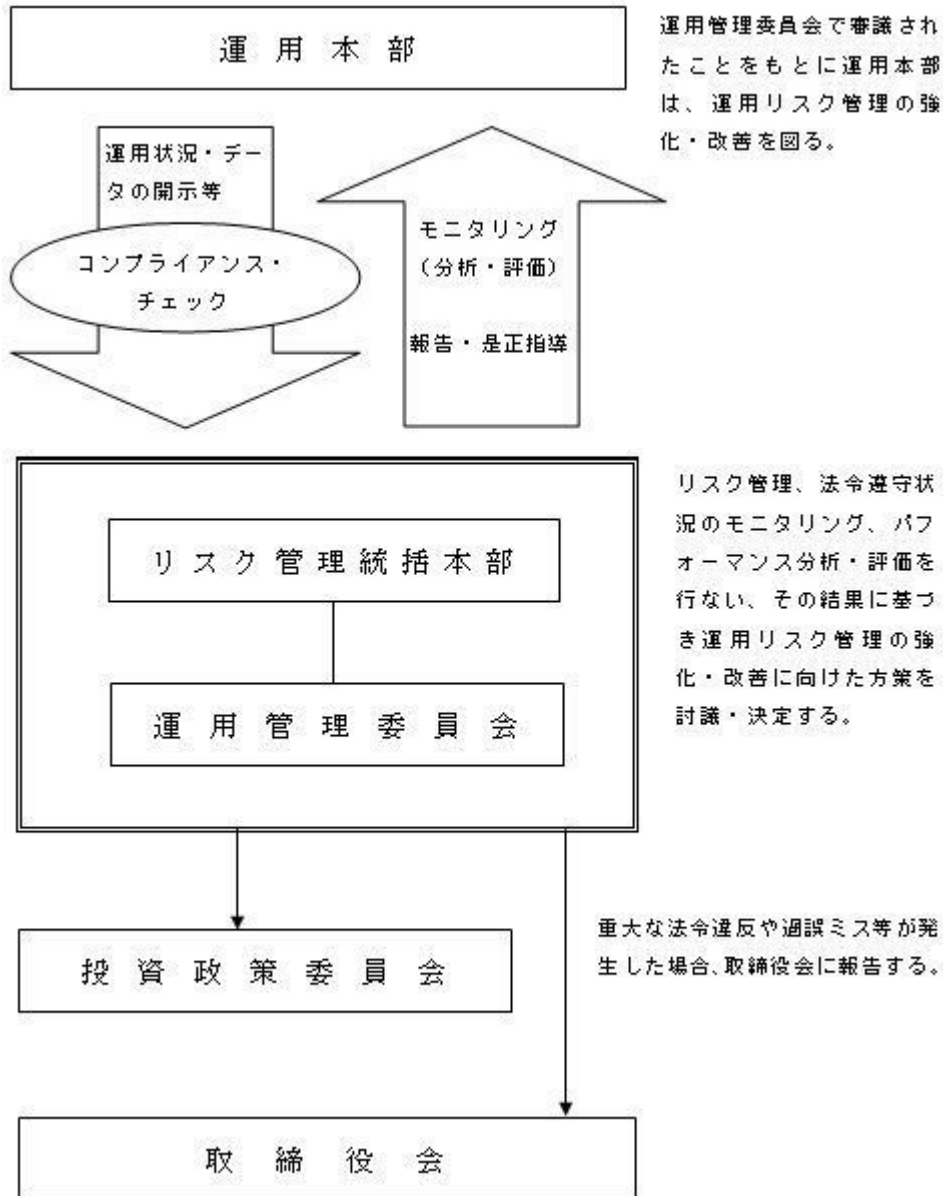
ファンド運用に関する社内規程等として、投資政策委員会規程、投資判断者服務規程、信用取引に係る社内規則、債券の貸借取引等に係る業務規則、資金の借入れに係る業務規則、コールローンの取り手選定に係る規則、外国為替予約に係る業務規則、有価証券先物取引等取扱規則、株式の貸付に係る社内規則及び売買執行に関する基準（株式及び債券）、取引執行に関する基準（店頭デリバティブ取引）等を設けて遵守すべき基本的な事項を定めています。

上記は平成26年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<更新後>

<委託会社のリスク管理体制>



上記は平成26年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<更新後>

信託報酬

信託報酬率（年率）	
当ファンド	0.162%（税抜0.15%）以内
投資対象とする投資信託証券	0.45%程度*
実質的な負担	0.612%（税抜0.60%）程度

- 当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.162%（税抜年0.15%）以内の率を乗じて得た額とします。
- 投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.45%程度*がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は0.612%（税抜0.60%）程度となります。
- 投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針（2）投資対象」「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。
- 受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資

信託証券の変更などにより変動します。

* 国内における消費税相当額はかかりません。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬（有価証券届出書提出日現在）の配分は、以下の通りとします。

	配分（税抜）
委託会社	年率0.10%
受託会社	年率0.05%

支払時期

上記の信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了日のとき信託財産中から支弁するものとします。

（４）【その他の手数料等】

<更新後>

当ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約代金の支払資金等に不足額が生じるときに資金の借入を行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。

上記に定める諸費用にかかわらず、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記a. からg. までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- a. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- b. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- c. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- d. 目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- e. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- f. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- g. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- h. 格付の取得に要する費用
- i. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）
- j. 受益権の上場に係る費用
- k. 対象指標その他これに類する標章の使用料
 - ファンドの上場に係る費用
 - ・新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.0081%（税抜0.0075%）。
 - ・毎年末の純資産総額に対して、0.0081%（税抜0.0075%）及びTDnet利用料。

委託会社は、上記 および に定める諸経費の全部または一部の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸経費の全部または一部の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率又は固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記 において諸経費の全部または一部について上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または信託期間中に、かかる上限、固定率または固定金額を何時にても変更することができます。

* 売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

< 更新後 >

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

3) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）および収益分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、証券会社において分配金などを受け取るための「株式数比例配分方式」を選択していない場合は、NISAをご利用になれません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれ、他の法人所得と合算して課税されます。

3) 解約金および償還金に対する課税

受益権の解約価額および償還価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

4) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信】

以下の運用状況は2014年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	1,785,414,161	99.92
親投資信託受益証券	日本	1,478,886	0.08
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		117,560	0.01
合計(純資産総額)		1,786,775,487	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド	110,280	15,229.03	1,679,458,081	16,189.82	1,785,414,161	99.92
日本	親投資信託受益証券	SAMマナー・マザーファンド	1,476,082	1.0017	1,478,592	1.0019	1,478,886	0.08

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.92
親投資信託受益証券	0.08
合計	100.01

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）		東京証券取引所 取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第1計算期間末（2010年12月6日）	1,001	1,001	9,189	9,189	9,200
第2計算期間末（2011年12月6日）	995	995	9,134	9,134	9,120
第3計算期間末（2012年12月6日）	1,133	1,133	10,402	10,402	10,290
第4計算期間末（2013年12月6日）	1,691	1,695	15,517	15,557	15,450
2013年6月末日	1,558		14,301		14,290
7月末日	1,600		14,685		14,780
8月末日	1,536		14,097		13,980
9月末日	1,568		14,385		14,310
10月末日	1,615		14,825		14,680
11月末日	1,732		15,898		15,720
12月末日	1,819		16,691		16,530
2014年1月末日	1,706		15,655		15,360
2月末日	1,737		15,944		15,470
3月末日	1,758		16,133		15,730
4月末日	1,774		16,280		15,490
5月末日	1,777		16,304		15,480
6月末日	1,786		16,392		15,230

(注) 計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2009年12月7日～2010年12月6日	0.0000
第2期	2010年12月7日～2011年12月6日	0.0000
第3期	2011年12月7日～2012年12月6日	0.0000
第4期	2012年12月7日～2013年12月6日	40.0000
当中間期	2013年12月7日～2014年6月6日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2009年12月 7日～2010年12月 6日	0.59
第2期	2010年12月 7日～2011年12月 6日	0.60
第3期	2011年12月 7日～2012年12月 6日	13.88
第4期	2012年12月 7日～2013年12月 6日	49.56
当中間期	2013年12月 7日～2014年 6月 6日	6.63

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2009年12月 7日～2010年12月 6日	109,000	0
第2期	2010年12月 7日～2011年12月 6日	0	0
第3期	2011年12月 7日～2012年12月 6日	0	0
第4期	2012年12月 7日～2013年12月 6日	100,000	100,000
当中間期	2013年12月 7日～2014年 6月 6日	0	0

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

SAMマネー・マザーファンド

以下の運用状況は2014年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		1,478,924	100.00
合計(純資産総額)		1,478,924	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ. 種類別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

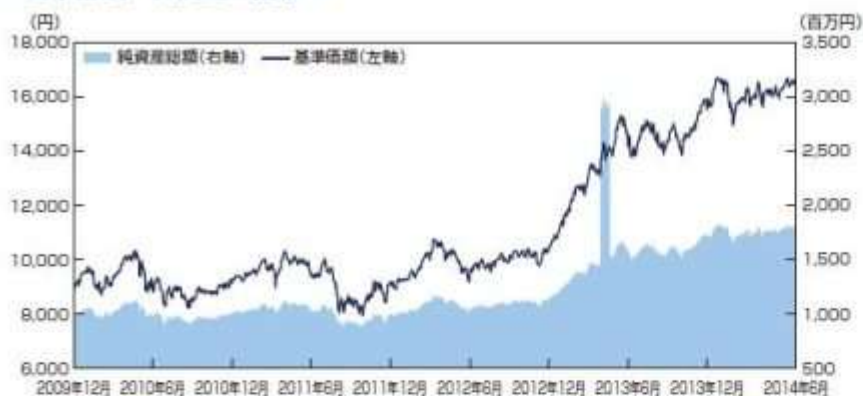
該当事項はありません。

参考情報

運用実績

(2014年6月30日現在)

<基準価額・純資産の推移>



基準価額	16,392円
純資産総額	17.87億円

<分配の推移>

決算期	分配金
2010年12月	0円
2011年12月	0円
2012年12月	0円
2013年12月	40円
設定来累計	40円

※分配金は税引前、1口当たり

<主要な資産の状況>

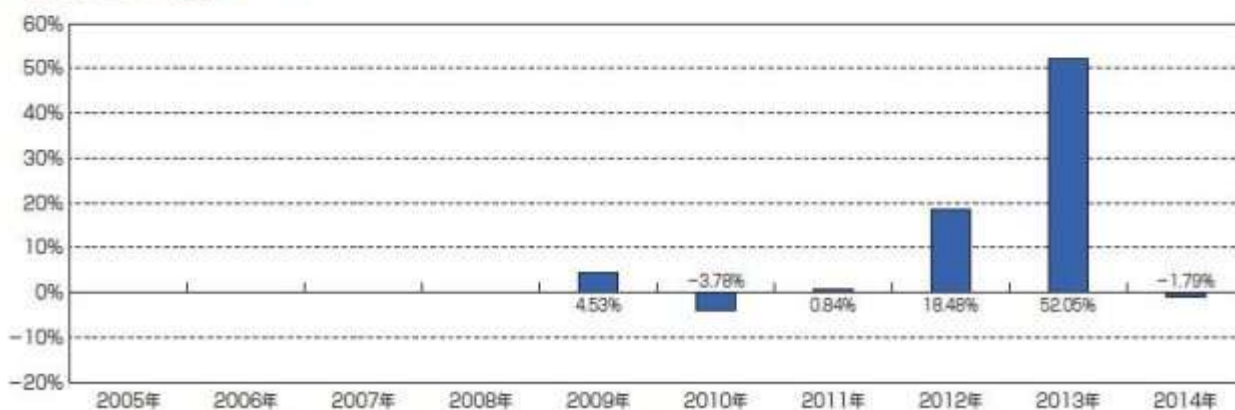
■組入資産

ファンド名	比率
シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド	99.94%
SAMマネー・マザーファンド	0.09%

■シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドの外国株式組入上位10銘柄対象指標構成銘柄の実質組入れ比率(上位10銘柄)

銘柄名	組入比率
1 Visa	7.95%
2 IBM	6.91%
3 ゴールドマン・サックス・グループ	6.34%
4 3M	5.46%
5 シェブロン	4.95%
6 ボーイング	4.89%
7 ユナイテッド・テクノロジーズ	4.43%
8 キャタピラー	4.13%
9 ジョンソン・エンド・ジョンソン	3.99%
10 マクドナルド	3.86%

<年間収益率の推移> (暦年ベース)



・ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したもとして計算しています。

・2009年は設定日(12月7日)から年末までの騰落率、2014年は年初来6月末までの騰落率を表示しています。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成25年12月7日から平成26年6月6日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【Simple - X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間末 (平成26年6月6日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,732
投資信託受益証券	1,801,933,783
親投資信託受益証券	5,978,739
流動資産合計	1,807,919,254
資産合計	1,807,919,254
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	463,780
未払委託者報酬	927,501
その他未払費用	2,977,072
流動負債合計	4,368,353
負債合計	4,368,353
純資産の部	
元本等	
元本	995,715,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	807,835,901
（分配準備積立金）	869,280
元本等合計	1,803,550,901
純資産合計	1,803,550,901
負債純資産合計	1,807,919,254

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

当中間計算期間 (自 平成25年12月7日 至 平成26年6月6日)	
営業収益	
受取配当金	4,402,368
受取利息	71
有価証券売買等損益	105,906,782
為替差損益	6,303,106
営業収益合計	116,612,327

		当中間計算期間 (自 平成25年12月 7日 至 平成26年 6月 6日)
営業費用		
受託者報酬		463,780
委託者報酬		927,501
その他費用		3,069,145
営業費用合計		4,460,426
営業利益又は営業損失（ ）		112,151,901
経常利益又は経常損失（ ）		112,151,901
中間純利益又は中間純損失（ ）		112,151,901
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		695,684,000
剰余金増加額又は欠損金減少額		-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		807,835,901

（ 3 ）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	当中間計算期間末 (平成26年 6月 6日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 995,715,000円 期中追加設定元本額 0円 期中解約元本額 0円
2. 受益権の総数	109,000口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	当中間計算期間 (自 平成25年12月 7日 至 平成26年 6月 6日)
その他費用	主に印刷費用、上場関連費用及び 監査費用等であります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	当中間計算期間末 (平成26年 6月 6日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているためその差額はありませ ん。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「中間注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しておりま す。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価 額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合 理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前 提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる こともあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

当中間計算期間末 (平成26年 6月 6日現在)
1口当たりの純資産額 16,546円

当ファンドは「シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド」および「SAMマネー・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンドの受益証券、「親投資信託受益証券」は、SAMマネー・マザーファンドの受益証券であります。

尚、同投資信託の状況は以下の通りであります。

「シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド」の状況
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

同投資信託はケイマン籍の米ドル建外国投資信託であります。同投資信託の財務書類は現地において一般に構成妥当と認められる会計原則に準拠して作成されております。

同投資信託の「資産・負債計算書」は、委託会社がシティコープ インターナショナル リミテッドから入手した財務書類の原文を一部翻訳したものであります。

（参考）

シンプレクスNYダウ・ジョーンズ・インデックス・トラッカー・ファンド

資産・負債計算書

（単位：米ドル）

（平成26年6月5日現在）

資産	
株式（取得原価）	15,350,946.75
株式評価差損益	2,214,108.25
未収配当金	40,029.15
現金	14,331.31
前払登録費用	349.24
前払商標料	26,137.40
資産合計	17,645,902.10
負債	
未払監査費用	13,020.00
未払受託者報酬	19,528.74
未払管理報酬	9,367.72
負債合計	41,916.46
純資産	17,603,985.64
元本等	
元本	11,028,000.00
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	6,575,985.64
元本等合計	17,603,985.64
純資産合計	17,603,985.64
負債純資産合計	17,645,902.10

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「SAMマネー・マザーファンド」の状況
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

SAMマナー・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(平成26年 6月 6日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,978,877
未収利息	7
流動資産合計	5,978,884
資産合計	5,978,884
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	5,967,997
剰余金	
剰余金又は欠損金()	10,887
元本等合計	5,978,884
純資産合計	5,978,884
負債純資産合計	5,978,884

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成26年 6月 6日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	<p>期首 平成25年12月 7日</p> <p>期首元本額 1,665,755円</p> <p>期首からの追加設定元本額 4,372,131円</p> <p>期首からの解約元本額 69,889円</p> <p>元本の内訳(注)</p> <p>Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信 5,967,997円</p> <p>合計 5,967,997円</p>
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	5,967,997口

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成26年 6月 6日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 該当事項はありません。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

(平成26年 6月 6日現在)	
1口当たりの純資産額	1,0018円
(1万口当たりの純資産額)	10,018円)

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2014年 6月30日現在です。

【Simple - X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信】

【純資産額計算書】

資産総額	1,787,018,246円
------	----------------

負債総額	242,759円
純資産総額（ - ）	1,786,775,487円
発行済口数	109,000口
1口当たり純資産額（ / ）	16,392円

（参考）

SAMマナー・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	1,478,924円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	1,478,924円
発行済口数	1,476,082口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0019円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 更新後 >

資本金の額

平成26年6月末現在	資本金	370百万円
	発行する株式の総数	12,000株
	発行済株式総数	7,400株

過去5年間における主な資本金の増減
 該当事項はありません。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

- ・委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。
- ・平成26年6月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託の総ファンド数は69本であり、当該ファンドの純資産総額の合計は324,900百万円です。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	44	260,117
単位型株式投資信託	17	60,728
単位型公社債投資信託	8	4,055
合計	69	324,900

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
 財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

< 更新後 >

（単位：千円）

	期 別	前事業年度 （平成25年3月31日現在）	当事業年度 （平成26年3月31日現在）
--	-----	-------------------------	-------------------------

科 目	金 額		金 額	
(資産の部)				
流動資産				
1 現金・預金		2,073,597		3,732,562
2 直販顧客分別金信託		-		100
3 前払費用		13,292		14,374
4 未収委託者報酬		145,129		357,715
5 未収運用受託報酬		425,043		724,317
6 その他		28,583		56,649
流動資産計		2,685,645		4,885,718
固定資産				
1 有形固定資産		52,756		42,933
(1)建物付属設備	*1	40,229	*1	33,096
(2)器具備品	*1	12,526	*1	9,837
2 無形固定資産		1,108		3,640
(1)電話加入権		761		761
(2)ソフトウェア	*2	151	*2	11
(3)協会基金	*2	195	*2	2,866
3 投資その他の資産		126,561		144,128
(1)投資有価証券		51,253		66,225
(2)出資金		10,000		10,000
(3)長期差入保証金		65,307		66,833
(4)長期前払費用		-		1,069
固定資産計		180,426		190,702
資産合計		2,866,071		5,076,421

(単位：千円)

科 目	期 別	前事業年度 (平成25年3月31日現在)		当事業年度 (平成26年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			18,663		25,550
2 未払金			412,419		1,207,786
3 関係会社未払金			3,497		-
4 未払費用			20,037		39,462
5 未払法人税等			485,028		515,277
6 未払消費税等			56,672		71,728
7 前受金			5,124		10,140
流動負債計			1,001,444		1,869,945
固定負債					
1 長期未払金			18,978		13,556
2 資産除去債務			23,265		23,491
3 繰延税金負債			3,504		6,931
固定負債計			45,749		43,979
負債合計			1,047,193		1,913,925
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			370,000		370,000

2 利益剰余金			
(1)利益準備金	19,980		19,980
(2)その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	1,428,898		2,764,828
利益剰余金計		1,448,878	2,784,808
株主資本計		1,818,878	3,154,808
評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金		-	7,687
評価・換算差額等計		-	7,687
純資産合計		1,818,878	3,162,495
負債・純資産合計		2,866,071	5,076,421

(2)【損益計算書】

<更新後>

(単位：千円)

科 目	期 別		前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	
			金 額		金 額	
営業収益						
1 委託者報酬			2,424,954		3,822,676	
2 運用受託報酬			609,011		1,075,390	
3 その他営業収益			149	3,034,115	1,241	4,899,308
営業費用						
1 支払手数料			75,872		161,096	
2 調査費						
(1)調査費			22,076		26,432	
(2)委託調査費			460,835		651,758	
3 委託計算費			61,804		38,548	
4 通信費			6,345	626,934	6,490	884,326
一般管理費						
1 給料						
(1)役員報酬	*2	306,666		*2	476,116	
(2)給料・手当		236,238			261,740	
(3)賞与・退職金等		366,350			930,500	
2 交際費		3,711			4,284	
3 旅費交通費		13,678			29,007	
4 業務事務委託費		15,499			14,939	
5 租税公課		11,439			18,172	
6 不動産賃借料		99,051			83,484	
7 固定資産減価償却費		8,417			12,152	
8 諸経費	*1	85,345	1,146,399	*1	132,538	1,962,936
営業利益				1,260,781		2,052,045
営業外収益						
1 受取利息		154			361	
2 為替差益		29,376			29,235	
3 受取配当金		1,350			3,246	

4 その他の営業外収益	686	31,567	10	32,853
営業外費用				
1 その他の営業外費用	16	16	739	739
経常利益		1,292,332		2,084,160
特別損失				
1 固定資産除却損	*1 8,814	8,814	0	0
税引前当期純利益		1,283,517		2,084,160
法人税、住民税及び事業税	523,032		749,059	
法人税等調整額	1,692	524,725	829	748,229
当期純利益		758,792		1,335,930

(3) 【株主資本等変動計算書】

< 更新後 >

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	
			その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	370,000	19,980	670,105	690,085	1,060,085	1,060,085
当期変動額						
当期純利益	-	-	758,792	758,792	758,792	758,792
当期変動額合計	-	-	758,792	758,792	758,792	758,792
当期末残高	370,000	19,980	1,428,898	1,448,878	1,818,878	1,818,878

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
			その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	370,000	19,980	1,428,898	1,448,878	1,818,878	-	1,818,878
当期変動額							
当期純利益	-	-	1,335,930	1,335,930	1,335,930	-	1,335,930
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	7,687	7,687
当期変動額合計	-	-	1,335,930	1,335,930	1,335,930	7,687	1,343,617
当期末残高	370,000	19,980	2,764,828	2,784,808	3,154,808	7,687	3,162,495

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 8年～18年

器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

*1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
建物付属設備	16,398千円	23,796千円
器具備品	13,928千円	13,456千円
計	30,327千円	37,253千円

*2無形固定資産償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
ソフトウェア	2,500千円	2,640千円
協会基金	255千円	440千円
計	2,755千円	3,081千円

(損益計算書関係)

*1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
諸経費	1,860千円	-

固定資産除却損 7,954千円

* 2役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
取締役	600,000千円	1,000,000千円
監査役	5,000千円	5,000千円

(株主資本変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
1年以内	60,661	60,661
1年超	212,314	151,653
合計	272,975	212,314

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

出資金はファンド組成のために拠出した資金であり、減損リスクに晒されております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

減損リスク

当社は、出資金について、定期的に出資先の財務状態等をモニタリングしております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的の時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注2）

前事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,073,597	2,073,597	-
(2)未収委託者報酬	145,129	145,129	-
(3)未収運用受託報酬	425,043	425,043	-
(4)長期差入保証金	65,307	65,307	-
(5)投資有価証券 その他有価証券	51,253	51,253	-
資産計	2,760,331	2,760,331	-
(1)未払金	412,419	412,419	-
(2)関係会社未払金	3,497	3,497	-
(3)未払法人税等	485,028	485,028	-
負債計	900,946	900,946	-

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金・預金	3,732,562	3,732,562	-
(2)未収委託者報酬	357,715	357,715	-
(3)未収運用受託報酬	724,317	724,317	-
(4)長期差入保証金	66,833	66,833	-
(5)投資有価証券 その他有価証券	66,225	66,225	-
資産計	4,947,654	4,947,654	-

(1)未払金	1,207,786	1,207,786	-
(2)関係会社未払金	-	-	-
(3)未払法人税等	515,277	515,277	-
負債計	1,723,063	1,723,063	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

(負債)

(1) 未払金、(2) 関係会社未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金融債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	2,073,597	-	-	-
(2)未収委託者報酬	145,129	-	-	-
(3)未収運用受託報酬	425,043	-	-	-
(4)長期差入保証金	-	65,307	-	-
(5)投資有価証券 その他有価証券	-	51,253	-	-
合計	2,643,770	116,561	-	-

当事業年度（平成26年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	3,732,562	-	-	-
(2)未収委託者報酬	357,715	-	-	-
(3)未収運用受託報酬	724,317	-	-	-
(4)長期差入保証金	-	66,833	-	-

(5)投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	-	66,127	-	-
合計	4,814,595	132,961	-	-

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	51,253	51,253	-
合計		51,253	51,253	-

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	66,127	54,181	11,945
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	98	100	1
合計		66,225	54,281	11,944

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	5,916千円	9,722千円
未払事業税	36,958千円	39,840千円
会費否認	-千円	17千円
資産除去債務	8,291千円	8,372千円

繰延税金資産小計	51,167千円	57,952千円
評価性引当額	51,167千円	57,952千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
繰延税金負債		
固定資産（除去費用）	3,504千円	2,674千円
その他有価証券評価差額金	-千円	4,256千円
繰延税金負債合計	3,504千円	6,931千円
繰延税金負債の純額	3,504千円	6,931千円

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	38.0%	38.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	0.0%
評価性引当額	2.7%	0.3%
特別税額控除	-	2.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.8%	35.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等について従来の38.01%から35.64%に変更しております。

なお、この変更による当事業年度末における繰延税金負債の金額、及び当事業年度の法人税等調整額に与える影響は軽微であります。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度	当事業年度
期首残高	16,709千円	23,265千円
時の経過による調整額	207千円	225千円
見積りの変更による増加額	6,349千円	-
期末残高	23,265千円	23,491千円

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	2,424,954	609,011	149	3,034,115

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	3,822,676	1,075,390	1,241	4,899,308

2 地域ごとの情報

(1)売上高

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

日本	英国バージン諸島	その他	合計
2,517,883	497,869	18,362	3,034,115

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

日本	英国バージン諸島	その他	合計
3,887,606	993,903	17,797	4,899,308

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	497,869	投資運用・顧問業

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	983,918	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンス・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	(被所有) 直接・100%	持株会社形式の子会社支配、被支配 役員の兼任	事務所施設の賃貸等 固定資産除却損の当社負担分	1,860 7,954	関係会社未払金	3,497

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬 (注1)	497,869	未収運用受託報酬	394,770
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	事務協力関係 役員の兼任	委託調査費 事務委託費	7,344 7,152	未払金	3,990

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬 (注1)	983,918	未収運用受託報酬	708,925

同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	事務協力関係 役員の兼任	委託調査費 事務委託費	9,834 23,638	未払金	200,744
-------------	-------------------------------------	----	---------	-----------	---	-----------------	----------------	-----------------	-----	---------

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2. シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッドに対する未払金には、当社が代わりに受領した分配金180,545千円を含んでおります。
3. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス 非上場

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1株当たり純資産額	245,794円33銭	1株当たり純資産額	427,364円30銭
1株当たり当期純利益金額	102,539円54銭	1株当たり当期純利益金額	180,531円13銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述していません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益	758,792千円	1,335,930千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	758,792千円	1,335,930千円
期中平均株式数	7.4千株	7.4千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容

三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
--------------	------------	---

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円（平成26年3月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

< 更新後 >

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	

独立監査人の中間監査報告書

平成26年7月2日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSimple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の平成25年12月7日から平成26年6月6日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信の平成26年6月6日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年12月7日から平成26年6月6日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 慎 司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。